

特許権	判決年月日	令和7年3月4日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和6年(ネ)第10026号		
<p>「(紫外線吸収剤の)分子量700以上」という構成を有する数値限定発明について、被控訴人製品等による文言侵害については当該分子量についての構成の充足が認められず、均等侵害については第5要件(意識的除外等の特段の事情がないこと)を欠くとして、控訴人(1審原告)の請求が棄却された事例</p>				

(事件類型) 特許権侵害行為差止等請求控訴事件 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法70条1項、2項

(関連する権利番号等) 特許第4974971号

(原判決) 大阪地方裁判所令和4年(ワ)第9521号

判 決 要 旨

1 事案の要旨

- (1) 本件は、発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする発明に係る特許の特許権者である控訴人が、被控訴人製品(紫外線吸収剤〔UVA〕 $C_{42}H_{57}N_3O_6$ の分子量が699.91848である熱可塑性樹脂組成物)の製造販売等が本件特許権(請求項1及び6)の侵害に当たる旨主張して、その差止め、損害賠償等を求める事案である。
- (2) 原判決は、①本件各発明(請求項1及び6に係る発明)に用いられるUVAの分子量の計算について、本件明細書に分子量の計算方法や整数値にする根拠の記載はなく、算出された分子量について特定の桁(整数値)に丸めることが技術常識であるとも認められないから、被控訴人製品のUVA(被控訴人UVA)の分子量は、構成要件1B(請求項1)及び6B(請求項6)の「分子量が700以上」のUVAではなく、文言侵害は成立しない、②均等侵害の主張については、数値をもって技術的範囲を限定し(数値限定発明)、その数値に設定することに意義のある発明は、特段の事情のない限り、その数値による技術的範囲の限定が特許発明の本質的部分に当たると解すべきで、上記の「700以上」ではないとの相違点は、本件各発明の本質的部分に係る差異であるから、均等論の第1要件を充足しないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。
- (3) 本判決は、以下のとおり、①文言侵害については原判決と同様に構成要件1B、6Bの充足が認められず、②均等侵害については、原判決と異なり、均等論の第1要件は充足するものの、第5要件(意識的除外等の特段の事情がないこと)が充足されず、均等侵害は成立しないとして、控訴を棄却した。

2 文言侵害について

本件で問題となっている紫外線吸収剤の分子量「700以上」という数値範囲は、権利者（出願人である控訴人）が、権利範囲を画定するために自ら定めたものであり、特許発明の技術的範囲（独占の範囲）に属するものと属さないものを、一線をもって区分する線引きにほかならない。そうである以上、上記数値範囲の下限である「700」は、切り下げられた小数点以下の端数も、切り上げられた小数点以下の端数も持たない、本来的な意味での整数値と解釈するのが相当である。被控訴人UVAは、その分子量が700には満たない699.91848であるから、被控訴人製品等は構成要件1Bないし6Bを充足しない。

3 均等論の第1要件について

上記のとおり、被控訴人UVAの分子量は本件各発明の構成要件の「分子量が700以上」という数値範囲に含まれない。しかし、上記数値範囲は臨界的意義を有するものではなく、いわば「切りのよい数字」として「700以上」という数値限定を採用したものと理解され、紫外線吸収剤としての性質が分子量699.91848の場合と700の場合とで実質的に異なるとは考え難い。上記分子量の相違は、本件各発明の本質的部分に関するものとはいえないから、均等論の第1要件は充足される。

4 均等論の第5要件について

化合物の分子量が、その分子を構成する原子の原子量の和に等しく、小数第4位又は第5位の数字で示される原子量表記載の数値として算出されるということは、本件特許の出願日当時の技術常識であった。それにもかかわらず、控訴人は、本件特許の特許請求の範囲の請求項1及び6の「分子量が700以上の紫外線吸収剤」との構成の数値範囲について、「700以上」という整数値をあえて使用しており、分子量700という数値に臨界的意義も認められないから、当該数値は控訴人がいわば任意に選択して定めたものといえる。また、控訴人としては、その数値範囲を「699.5以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたのに、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がない（特別な意味を持たせない）ことを前提とするものである。

そうすると、控訴人が特許請求の範囲において分子量を「700以上」とする数値範囲を定めたということは、「700以上」か「700未満」かという線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当であり、均等論の第5要件は充足されない。

以上